

静岡県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月15日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第29号

静岡県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

静岡県地方警察職員定数条例（昭和29年静岡県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>令和4年10月1日から令和8年3月31日までの間は、第2条の規定中「1,939人」とあるのは「1,944人」と、「7,004人」とあるのは「7,009人」とする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。